

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

| | ページ |
|--|-----|
| ◇ 公 告 | |
| ○ 委託契約に係る一般競争入札の公告【財政局税務部固定資産税課】 | 2 |
| ○ 特定調達契約の落札者の決定【技術監理局契約部契約課】 | 6 |
| ○ 資格要件を付与した公募型企画提案方式による特定調達契約の手続の開始【産業経済局事業部競輪事務所】 | 7 |
| ◇ 上下水道局 | |
| ○ 給水装置工事事業者の指定【上下水道局水道部配水管理課】 | 13 |
| ○ 指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出【上下水道局水道部配水管理課】 | 14 |

北九州市公告第 6 9 4 号

一般競争入札により、委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び北九州市契約規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 2 5 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 2 9 年 1 0 月 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 委託内容

- (1) 業務名及び数量 平成 3 0 年度固定資産税・都市計画税（土地・家屋）及び固定資産税（償却資産）納税通知書作成、封入封かん及び発送業務 一式
- (2) 履行の内容等 入札仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から平成 3 0 年 5 月 1 日まで
- (4) 成果品納入場所 市の指定した場所
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 8 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 0 8 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 1 1 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) この公告の日前 3 年間に、通知書作成、封入封かん及び発送業務等を地方自治体等の官公庁から受託した実績があること。
- (4) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) プライバシーマークを取得していること。

3 入札の場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時
ア 場所 北九州市小倉北区域内 1 番 1 号
北九州市財政局税務部固定資産税課

イ 日時 公告の日から平成29年10月12日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、平成29年10月12日までに競争参加の申出書を北九州市財政局税務部固定資産税課に提出しなければならない。

(4) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所本庁舎地下2階第5入札室

イ 日時 平成29年10月16日午後2時

ウ 途中入場は認めない。

(5) 仕様書に対する質問

入札説明会後において、仕様書に対する質問がある場合は次のとおり書面により提出すること。

なお、書面はファックス又は電子メールによるものも受け付ける。

ア 場所 第1号アの場所と同じ

イ 期限 平成29年10月18日午後5時までに必着のこと。

ウ 質問書に対する回答は、入札説明会に参加した者に平成29年10月20日午前10時までにファックス又は電子メールで行う。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所本庁舎地下2階第5入札室

イ 日時 平成29年10月23日午前10時

4 競争入札参加資格の確認

この一般競争入札に参加を希望する者は、所定の期日までに、下記実績資料を提出し確認を受け、入札説明会に参加しなければならない。

(1) 実績資料 第2項第3号に該当する実績を明記し、履行を確認することができる書面又は契約書の写しを添付すること。

(2) 提出期間、場所及び方法

ア 提出期間 公告の日から平成29年10月12日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後5時まで

イ 提出場所 北九州市小倉北区域内 1 番 1 号
北九州市財政局税務部固定資産税課

ウ 提出方法 資料は持参するものとする。

(3) 競争入札参加資格の確認の結果は、平成 29 年 10 月 13 日までに通知する。

(4) その他

提出された資料は返却しない。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の 100 分の 5 以上。ただし、契約規則第 5 条第 7 項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の 100 分の 5 以上。ただし、契約規則第 25 条第 7 項第 1 号又は第 3 号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第 12 条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

契約規則第 13 条第 1 項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることができる。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市財政局税務部固定資産税課

〒803-8501 北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

電話 093-582-2035

FAX 093-582-8611

北九州市公告第 6 9 5 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 2 9 年 1 0 月 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び予定数量
コークス 2, 1 0 0 トン
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市技術監理局契約部契約課
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成 2 9 年 9 月 1 4 日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社三誠商会
北九州市八幡東区西本町一丁目 1 0 番 8 号
- 5 落札金額
1 トン当たりの金額 4 万 3, 9 0 0 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
平成 2 9 年 8 月 9 日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市公告第697号

応募者に資格要件を付与した公募型企画提案方式による地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約の手続を次のとおり開始する。

平成29年10月2日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

- (1) 特定役務の名称及び数量 小倉競輪実施事務等の包括委託一式
- (2) 履行の内容等 提案事項説明書で定めるとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から平成35年3月31日まで（契約締結日から平成30年3月31日までは事務作業期間とし、契約金額の支払いは同年4月1日から平成35年3月31日までの60箇月とする。）
- (4) 履行場所 市長が指示する場所

2 参加資格

(1) 応募者の体制と資格要件

ア 応募する事業者は、次の資格要件をいずれも備えていること。

(ア) 競輪実施事務等について、北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(イ) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定に基づく警備業の認定を受けていること。

イ 複数の事業者によって構成される共同事業体の参加は認めない。ただし、アの（イ）に該当しない事業者（以下「非警備事業者」という。）については、同要件を満たす事業者（以下「警備事業者」という。）とのみ共同事業体を結成して応募することができる。その場合、共同事業体を構成する事業者（以下「構成員」という。）の数は2者までとし、構成員の資格要件は次のとおりとする。

(ア) 非警備事業者については、競輪実施事務等について有資格業者名簿に記載されている者であること。

(イ) 警備事業者については、警備業法第4条の規定に基づく警備業の指定を受けていることのほか、警備業について有資格業者名簿に記載されている者であること。

(2) 応募者の制限

この公告の日から契約締結日までの間に、応募者（構成員を含む。）が

次のいずれかに該当した場合は、当該応募者を失格とする。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する場合
 - イ 自転車競技法施行規則（平成14年経済産業省令第97号）第3条第2項各号の規定に該当する場合
 - ウ 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合
 - （ア） 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していないとき。
 - （イ） 法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - （ウ） 役員等又は使用人が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - （エ） 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - （オ） 役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員と密接な交際を有し、又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - （カ） 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用しているとき。
 - エ 本市から指名停止措置を受けている場合
 - オ 経営不振の状態（破産手続、会社更生手続等の手続開始の申立てがなされたとき、特別清算手続又は会社整理手続が開始されたとき、銀行取引停止処分がなされたとき等）にある場合
 - カ 納付すべき国税及び地方税を滞納している場合
 - キ 本市と現在係争中の場合
 - ク 事業者の選定に関して、自己の有利になる目的のため、小倉競輪実施事務等の包括委託事業者選定委員会（以下「業者選定委員会」という。）の委員及び所管局への接触等の働きかけを行った場合
 - ケ 他の団体の応募を妨害した場合
 - コ 応募に関して、応募者の不正な行為が明らかになった場合
- (3) その他
- ア 失格事由の該当の有無について、関係する官公署に照会を行う

ことがある。

イ 資格審査の結果、管理運営能力が明らかに欠けていると判断される場合は、他の項目の評価を待たずに失格となることがある。

3 企画提案競争参加資格審査の申請

この公告に係る企画提案競争に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていない者は、北九州市技術監理局契約制度課（電話 093-582-2545）に本競争に参加を希望する旨を告げた上で、平成29年10月25日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争参加資格申請を行わなければならない。

4 事業者募集要項等の配布、説明会の開催及び提案書等の提出

(1) 事業者募集要項等の配布

ア 場所 北九州市小倉北区三萩野三丁目1番1号
北九州市産業経済局事業部競輪事務所
電話 093-941-0945
FAX 093-941-1747

イ 期間 この公告の日から平成29年10月25日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までを除く。）とする。

ウ 事業者募集要項等のホームページへの掲載
ホームページアドレス

http://www.kokurakeirin.com/info/2017/info_00000000.html

(2) 募集要項等に係る説明会

ア 場所 北九州市小倉北区三萩野三丁目1番1号
小倉競輪場会議室（北九州メディアドーム）
イ 日時 平成29年10月18日 午前9時30分

(3) 施設見学

ア 場所 北九州市小倉北区三萩野三丁目1番1号
小倉競輪場（北九州メディアドーム）
北九州市若松区赤岩町13番1号
サテライト若松
北九州市門司区不老町一丁目1番1号
ハイビジョンシアター門司

イ 日時 平成29年10月18日 説明会終了後

(4) 参加申込書の提出等

応募者は、提案書等の提出に先立って、参加申込書を必ず提出しなければならない。

ア 提出場所 第1号アの場所と同じ。

イ 提出期間 この公告の日から平成29年10月25日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までを除く。）とする。

ウ 参加申込書の提出は、持参又は書留郵便によるものとする（郵送の場合は、平成29年10月25日必着とする。）。

(5) 応募に関する質問及び回答

ア 提出場所 第1号アの場所と同じ。

イ 提出期間 平成29年10月26日から同年11月10日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までを除く。）とする。

ウ 質問書 質問書は、指定様式により、1問につき質問書1枚を使用すること（様式はコピー可）。電話及び口頭での質問は不可とし、持参、FAX又はE-mailのいずれかの方法によるものとする。

エ 回答書 回答は、FAX又はE-mailにより、回答書ですべての応募者に質問内容と併せて伝えるものとする。

オ その他 質問内容が選定事務等に係るものについては受け付けない。

(6) 事業提案書の提出等

ア 提出場所 第1号アの場所と同じ。

イ 提出期間 平成29年11月13日から同年12月12日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までを除く。）とする。

ウ 提案書の提出は、持参又は書留郵便によるものとする（郵送の場合は、平成29年12月12日必着とする。）。

5 事業予定者選定方法

(1) 事業者の選定方法は企画提案方式による。

(2) 事業者の選定は、学識経験者等の外部委員から構成する業者選定委員会において審査し、順位を決定する。

(3) 業者選定委員会では、応募者により提出された提案書の書類審査を実施する。

(4) 応募者によるプレゼンテーション、ヒアリング等を実施し、書類審査と併せた結果により選定する。

6 包括委託契約締結の協議等

- (1) 前項の方法により選定された第1位の事業予定者と市が、提案事項に沿って契約内容についての協議を行い、双方が合意に至った場合に契約を締結するものとする。
- (2) 第1位の事業予定者と市との協議において、双方が契約内容について合意に至らなかった場合は、市は第2位の者から順次協議を行うことがある。

7 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (2) 応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合の応募は、無効とする。

 - ア この公告に示した参加資格のない者が応募した場合
 - イ 参加申込書及び事業提案書等に虚偽の記載があった場合
 - ウ 提出した事業提案書と異なる内容のプレゼンテーションをした場合
 - エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - オ 著しく信義に反する行為があった場合
 - カ 一の応募者が複数の事業提案書を提出した場合
 - キ 同一事項につき、2通り以上の提案がなされた場合
 - ク 共同事業体の構成員のいずれかが、他の共同事業体の構成員として重複して参加した場合
 - ケ その他募集要項等に違反すると認められた場合
- (3) 詳細は、事業者募集要項等による。
- (4) 契約書の要否 要
- (5) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市産業経済局事業部競輪事務所

〒803-8501 北九州市小倉北区三萩野三丁目1番1号

電話 093-941-0945

8 Summary

- (1) Nature of Service to be procured:
Enforcement office work of The Kokura Bicycle Race Business
- (2) Deadline of Tender (in Person and by mail)

5:00p.m., December 12, 2017

(3) For more information, please contact:

Bicycle Racing Office,

Bicycle and Boat Racing Department,

Industry and Economics Bureau,

City of Kitakyushu

北九州市上下水道局告示第35号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定による給水装置工事事業者の指定を行ったので、同法第25条の3第2項の規定により次のとおり告示する。

平成29年10月2日

北九州市上下水道局長 有田仁志

| 指定番号 | 工事店の名称 | 代表者 | 所在地 | 指定年月日 |
|-------|------------|------|---------------------|------------|
| K-102 | 株式会社ダイコウ技建 | 光山永寿 | 北九州市小倉北区原町二丁目15番24号 | 平成29年10月2日 |

北九州市上下水道局告示第36号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、北九州市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年北九州市水道局管理規程第7号）第4条の規定により次のとおり告示する。

平成29年10月2日

北九州市上下水道局長 有 田 仁 志

| 指定番号 | 工事店の 名 称 | 代表者 | 所在地 | 廃止年月日 |
|-------|---------------|------|----------------------------|----------------|
| K-012 | 北九州管工株 式会社 | 岩崎 徹 | 北九州市小倉北 区篠崎一丁目8 番13号 | 平成29年 10月2日 |